

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
第 1 回総務企画専門委員会次第

日時：令和 5 年 2 月 16 日（木）14:00～

場所：彦根市役所 5 階 第 2 委員会室

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会総務企画専門委員会名簿 . . . P 1

○報告事項

第 1 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの概要 . . . P 2

第 2 号報告

本市開催競技について . . . P 3

第 3 号報告

総務企画専門委員会について . . . P 6

第 4 号報告

令和 4 年度事業報告について（総務企画専門委員会関係） . . . P 7

○議事

第 1 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市協賛取扱要項（案） . . . P 11

第 2 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市協賛取扱基準（案） . . . P 15

第 3 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市ボランティア募集要項（案） . . . P 17

○参考資料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会会則 . . . P 23

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会専門委員会規程 . . . P 29

第1回総務企画専門委員会

配席図

委
員
長

副
委
員
長

日夏委員			野村(仁)委員
小菅委員			野村(智)委員
安居委員			吉岡委員 (代理 長尾 様)
堀委員			山中委員
安澤委員			青山委員
松本委員			木戸委員
岸田委員			橋本委員
橋本委員			前川委員
大西委員			稲野委員
林委員			成田委員
田中委員			久保田委員
池田委員	事務局		

傍聴席

記者席

出入口

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
 総務企画専門委員会 委員名簿

氏名欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名
スポーツ	1	一般社団法人彦根市スポーツ協会	事務局次長	日夏 晶一
	2	彦根市学区スポーツ振興会連絡協議会	会長	小菅 正己
産業経済	3	公益社団法人彦根観光協会(観光物産部会)	理事	安居 輝人
	4	彦根商工会議所	業務課長	◎ 安達 昇
	5	稲枝商工会	参事	堀 孝之
	6	彦根商店街連盟	会長	安澤 勝
各種団体	7	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	総務課長	○ 松居 智和
	8	彦根市老人クラブ連合会	副会長	松本 和雄
	9	彦根市身体障害者更生会	会長	岸田 清次
	10	公益社団法人彦根青年会議所	理事長	橋本 一幾
	11	彦根市PTA連絡協議会	顧問	大西 哲也
	12	彦根ボランティアガイド協会	会長	宮下 哲
学校等	13	彦根市保育協議会	会長	林 和子
	14	彦根市立幼稚園・こども園長会	副会長	田中奈穂子
	15	学校法人滋賀カトリック学園聖ヨゼフこども園	主任	池田 愛里
	16	学校法人野村学園みどり幼稚園	事務局長	野村 仁雄
	17	彦根市小中学校長会	会長	野村 智洋
	18	滋賀県高等学校長協会(湖東)	理事	大久保貴生
	19	国立大学法人滋賀大学	産学公連携推進課長	吉岡 達男
	20	公立大学法人滋賀県立大学	地域連携・研究支援課長	山中智栄子
	21	学校法人聖泉学園聖泉大学	教務部長	青山 吉伸
彦根市	22	彦根市企画振興部広報戦略課	課長	木戸 洋平
	23	彦根市企画振興部まちづくり推進課	課長	橋本 邦彦
	24	彦根市子ども未来部幼児課	課長	前川 昌敏
	25	彦根市産業部地域経済振興課	課長	稲野 善行
	26	彦根市産業部観光交流課	課長	成田 卓巳
	27	彦根市歴史まちづくり部文化財課彦根城世界遺産登録推進室	室長	小林 隆
	28	彦根市教育委員会事務局教育総務課	課長	久保田雄介

わたSHIGA輝く国スポ・障スポの概要

大会名	第79回国民スポーツ大会	第24回全国障害者スポーツ大会
	本市で44年ぶりに開催	本市では初めての開催
開催期間	令和7年9月28日(日)～10月8日(水)	令和7年10月25日(土)～10月27日(月)
開催競技	【正式競技】 陸上競技 ハンドボール 弓道 なぎなた ボウリング 【デモンストレーションスポーツ】 ひこねスパーカラム	【正式競技】 陸上競技 ボウリング 【オープン競技】 S0バドミントン
参加者数 (千人) (延べ数)	国民スポーツ大会	
	総合開会式 約27	総合開会式 約14
	陸上競技 約51	陸上競技 約18
	ハンドボール 約30	ハンドボール 約17
	弓道 約8	弓道 約2
	なぎなた 約6	なぎなた 約18
	ボウリング 約6	ボウリング 約23
	ボウリング 約6	ボウリング 約17
	ボウリング 約6	ボウリング 約2

本市開催競技について

1 国民スポーツ大会

【正式競技】

競技名	種別	競技会場	備考
陸上競技	全種別	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	
ハンドボール	成年男子 成年女子 少年女子	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター) 彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	少年女子は 近江八幡市 との共催
弓道	全種別	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	
なぎなた	成年女子 少年女子	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	
ボウリング	全種別	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

【デモンストレーションスポーツ】

実施競技	主管団体名	開催施設
ひこねスーパーカラム	彦根市スポーツ推進委員協議会	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)

※実施時期は、原則として令和7年4月1日から国スポ閉会までの期間

2 全国障害者スポーツ大会

【正式競技】

競技名	障害区分	競技会場	備考
陸上競技	身体障害 知的障害	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	滋賀県 との共催
ボウリング	知的障害	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

【オープン競技】

実施競技	主管団体名	開催施設
S0 バドミントン	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピ ックス日本・滋賀	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポー ツ・文化交流センター)

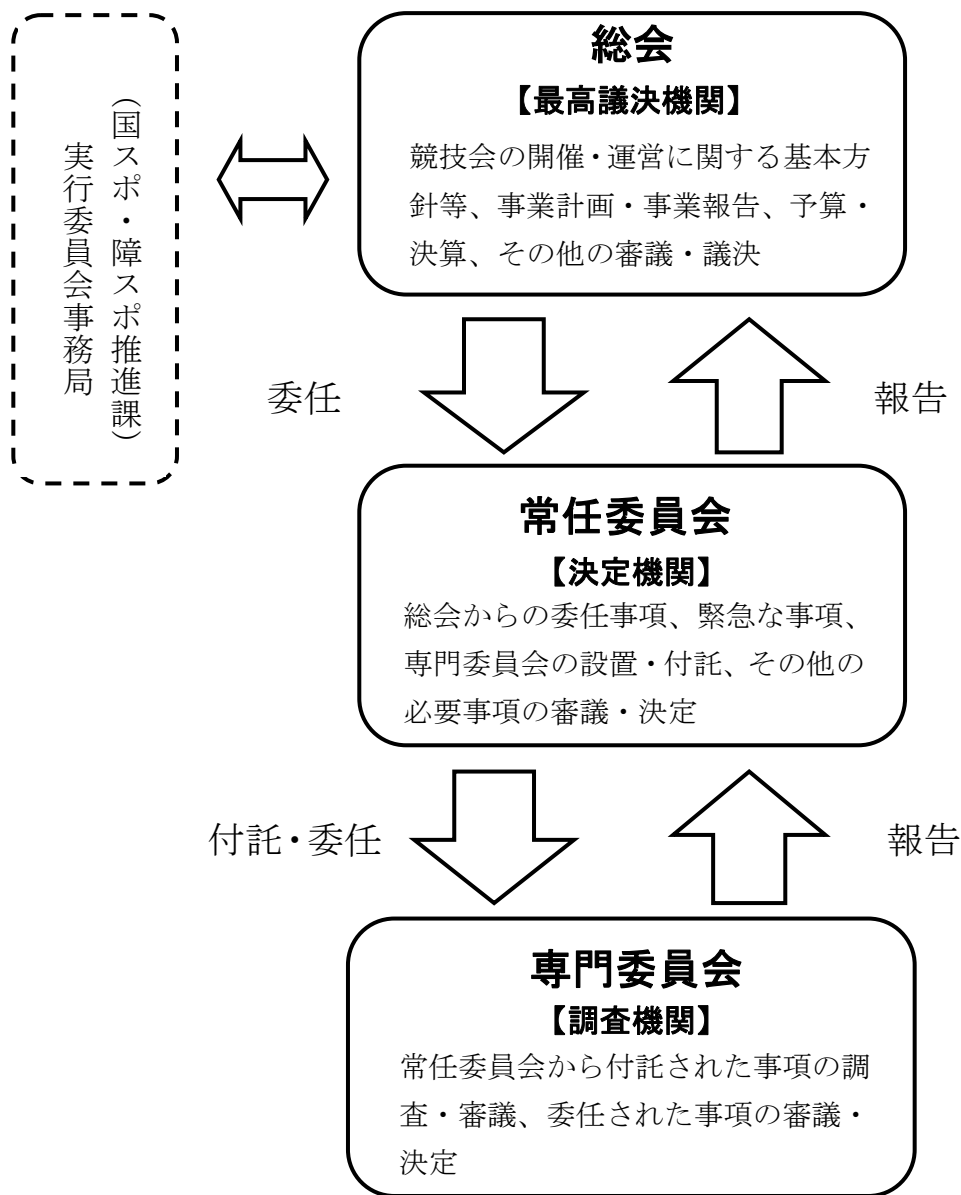
※実施時期は、原則として障スポの開催期間内

わたSHIGA輝く国スポーツ競技会会期・練習会場（彦根市開催競技）

【本会期 正式競技・特別競技】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技日数	令和7年（2025年）														練習会場（予定）						
						9月		10月																		
						28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日										
	総合開会式		彦根市	平和堂HATOスタジアム （彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	—	◎																				
	総合開会式		彦根市	平和堂HATOスタジアム （彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	—																		◎			
陸上競技		全種別	彦根市	平和堂HATOスタジアム （彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	5					○	○	○	○	○	○	○								平和堂げんき おセアンBCスタジアム彦根 （彦根総合スポーツ公園 公園多目的グラウンド 金亀公園）		
ハンドボール		成年男子	彦根市	プロシードアリーナHIKONE （彦根市スポーツ・文化交流センター）	5					○	○	○	○	○	○									滋賀県立彦根工業高等学校 滋賀県立彦根東高等学校 滋賀県立河瀬中学・高等学校 滋賀県立彦根翔西高等学校第二体育館		
		成年女子										○	○	○												彦根市立東中学校 彦根市立南中学校
		少年男子																								
		少年女子																						彦根市立東中学校 彦根市立南中学校		
弓道		全種別	彦根市	近江八幡市立運動公園体育館	4					○	○	○	○	○	○									彦根市立東中学校 彦根市立南中学校		
		少年男子	彦根市	プロシードアリーナHIKONE （彦根市スポーツ・文化交流センター）	4																			彦根市立東中学校 彦根市立南中学校		
		少年女子	彦根市	プロシードアリーナHIKONE （彦根市スポーツ・文化交流センター）	4	○	○	○	○	○	○													彦根市立東中学校 彦根市立南中学校		
なぎなた		成年女子	彦根市	ハナソニック株式会社くらしアプライア ンス社彦根工場多目的ホール	3					○	○	○											彦根市立彦根西館高等学校第二体育館・第二武道場 彦根市立中央中学校体育館・柔剣道場			
ボウリング		全種別	彦根市	ラピュタボウル彦根	5					○	○	○	○	○	○									彦根市立彦根西館高等学校第二体育館・第二武道場 彦根市立中央中学校体育館・柔剣道場		

総務企画専門委員会について



【専門委員会の構成および所管事項】

- 総務企画専門委員会（関係機関・団体等 21 団体＋市関連所属 7 所属）
総務企画、財務、広報、市民運動、歓迎・接伴、他に属さない事項
- 競技式典専門委員会（関係機関・団体等 14 団体＋市関連所属 2 所属）
競技・式典、施設整備
- 宿泊衛生専門委員会（関係機関・団体等 12 団体＋市関連所属 6 所属）
宿泊、医事・衛生
- 輸送交通専門委員会（関係機関・団体等 15 団体＋市関連所属 6 所属）
輸送・交通、警備・消防・防災

第4号報告

令和4年度事業報告について（総務企画専門委員会関係）

1 会議等の開催

- ・彦根市準備委員会第3回常任委員会（令和4年8月4日）
- ・彦根市準備委員会第4回総会（令和4年8月4日）
- ・彦根市実行委員会第1回総会（令和4年8月4日）

2 啓発物品等による広報

(1) 啓発グッズ

- ・職員用ポロシャツ・ライトジャケットの作成、配布
- ・オリジナルシールの作成、配布
- ・缶バッジの作成、配布
- ・オリジナルステッカーの配布
- ・のぼり旗および卓上のぼり旗を配布
- ・チョークアートの作成



オリジナルシール



オリジナルステッカー



缶バッジ



チョークアート

(2) 工作物等による広報

- ・本庁舎駐車場看板の設置
- ・本庁舎広告塔懸垂幕の設置（広報戦略課予算）



本庁舎正面駐車場看板



本庁舎広告塔懸垂幕

3 イベント等における啓発活動実績

市内で開催されるイベントに出向き、ブース設置、啓発物品の配布等を行い、両大会に関する広報活動を行った。

活動回数 15 回（予定数） ※ブース設置のみ、資料配布依頼のみを除く



ひこにゃん誕生日会
(県・市でPR)



ゆかたまつり



障害者スポーツカーニバル



ひこねのいる文化祭

4 SNS・広報媒体等での情報発信

(1) 公式 SNS (Twitter・Instagram) による発信

令和4年1月17日に開設した彦根市実行委員会公式 Twitter および Instagram にて、広報活動の様子やとちぎ国体の視察の様子等を発信した。



Twitter
QR コード



Instagram
QR コード

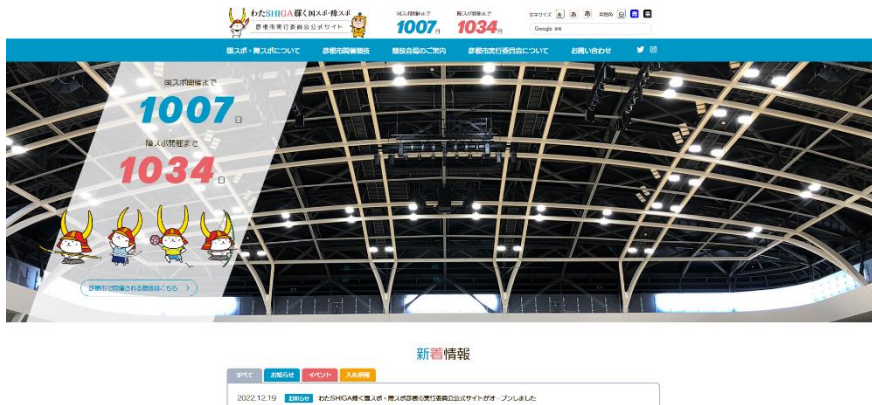


わた SHIGA 輝く国スポ 1000 日目の 1 月 2 日に投稿した内容

(2) 彦根市実行委員会公式ホームページの開設

令和4年12月19日に彦根市実行委員会のホームページを開設。彦根市開催競技の関連情報やイベント情報等、様々な情報を発信していく。

URL: <https://hikone-kokuspo2025.jp/>



↑ ホームページ
QR コード

← ホームページ
イメージ画像

(3) 市の広報媒体を活用した PR

① 広報ひこね

- ・ 9月号ピックアップ記事（開催決定等について半ページ）
- ・ 1月号特集記事（彦根市開催競技の紹介等について4ページ）



広報ひこね 1月号特集記事（1～2 ページ目）

② YouTube：ひこねしちょーCH

- ・ #3 成功させます 2025 国スポ・障スポ！ひこにゃんが競技に挑戦！
- ・ #11【初潜入】未公開の『滋賀県営陸上競技場』に突撃リポート！キャプチャーが漫談？！
- ・ #12【リニューアル】『彦根市営金亀公園』が生まれ変わります！彦根の元祖ゆるキャラ ○○○も登場
- ・ #13【大公開】2022年12月オープン！『彦根市スポーツ・文化交流センター（プロシードアリーナ HIKONE）』一挙公開！大会イメージソングを踊ってみた
- ・ ショート動画 ひこにゃん、○○を初披露！

③ 彦根市 TikTok

- ・ わた SHIGA 輝く国スポ 1000 日前の 1 月 2 日に実行委員会 SNS と併せて投稿

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱要項（案）

（目的）

第1条 この要項は、彦根市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協賛の内容）

第2条 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

（協賛の実施方法）

第3条 協賛は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。

- 2 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- 3 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- 4 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- 5 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

（協賛として受け入れないもの）

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令等に違反すると認められるとき。
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるとき。
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるとき。
- (7) その他実行委員会が適当でないと認めるとき。

（協賛の表示）

第5条 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、あらかじめ実行委員会の承認を得て、原則協賛者が行うものとする。

(謝意の表明)

第6条 実行委員会は、協賛を受入れたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて、実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

(協賛の受入れ期間)

第7条 協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号

協 賛 申 込 書

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会 会長 様

申込人 住 所
名 称
代表者氏名

彦根市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛
同し、下記のとおり協賛します。

記

協 賛 物 品 等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	

担当者
所属
氏名
電話

様式第2号

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会 会長

彦根市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会にかかる協賛物
品等を下記のとおり受領しました。

記

協 賛 物 品 等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受 領 年 月 日	年 月 日	
そ の 他		

第 2 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱基準（案）

1 趣旨

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱要項第 6 条の規定に基づき、協賛者への謝意表明について必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体	50 万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50 万円未満 10 万円以上			事務局長
	10 万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・法人・団体	10 万円以上	協賛者バナー貼付、写真および記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	使用可
	10 万円未満	協賛者名掲載			

備考

- (1) 個人協賛は、要項第 4 条第 6 号の規定に基づき求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。

(4) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR(社会貢献活動)に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例)

〇〇〇社は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{わた SHIGA 輝く国スポ} \\ \text{わた SHIGA 輝く障スポ} \\ \text{わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ} \end{array} \right\}$

彦根市開催 $\left\{ \begin{array}{l} \text{競技を応援しています。} \\ \text{△△競技会の協賛企業です。} \end{array} \right\}$

※市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

第3号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営および広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動種別および活動内容

本市で開催する大会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

(1) 運営ボランティア

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等での受付、案内、資料配布等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス等
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布および空き箱の回収等
会場整理	競技会場における来場者の誘導等
環境美化	競技会場内外の清掃・美化、草花等への給水等
駐車場整理	駐車場案内、シャトルバスおよびタクシーの乗降案内等
その他	上記のほか、競技運営等に関する活動

(2) 広報ボランティア

区分	主な活動内容
大会広報・PR活動	各種イベント会場におけるPR活動、大会イメージソングの普及等
記録収集	イベント会場等における写真・映像の撮影記録等

4 活動期間

ボランティア登録日から大会終了日までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

5 募集期間

令和5年（2023年）10月2日（月）から令和7年（2025年）5月30日（金）までとする。

ただし、実行委員会は必要に応じて期間を変更できるものとする。

6 応募要件

平成25年（2013年）4月1日以前に生まれた方（令和7年4月1日時点で中学生以上）で、以下のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人。
- (2) 本市に活動拠点を有する団体。
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体。

7 応募方法

実行委員会ホームページでの申込み、または登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局まで持参、郵送もしくはファックスにより行う。

ただし、18歳未満の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

8 登録、変更および取消

(1) 登録

実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 変更

実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。

(3) 取消

実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

ア 本人または当該団体の代表者から届出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断したとき

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容および活動日時については、実行委員会が実施する希望調査

等を参考に決定するものとする。

10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施するものとする。

11 報酬および交通費

ボランティア活動、説明会および研修会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費についても自己負担とする。

12 服飾および食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾等および食事等について、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動ならびに説明会および研修会の実施にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、上記以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

わたSHIGA輝く国スポ彦根市ボランティア登録申込書

◆必要事項の記入および該当欄にチェックをお願いします。

申込日	西暦					年				月			日					
申込区分	<input type="checkbox"/> 個人申込 <input type="checkbox"/> 団体申込（計 <input style="width: 20px;" type="text"/> 名） ※団体申込の場合は、裏面団体申込名簿も合わせて提出をお願いします。																	
ふりがな																		
氏名						生年月日	西暦					年			月			日
住所	〒			-														
連絡先	自宅電話																	
	FAX																	
	携帯電話																	
	Eメール																	

上記の者について、ボランティアへの参加を承諾します。（申込時点で18歳未満の場合は必ずご記入ください。）

保護者氏名	⑩	続柄	
連絡先 (同上的場合省略可)			

必要事項の記入および該当欄にチェックをお願いします。（複数回答可）

種類	<input type="checkbox"/> 運営ボランティア	<input type="checkbox"/> 広報ボランティア
※運営ボランティアを選択された方は以下の日程についてもチェックをお願いします。		
ボランティアを希望する競技の日程	本大会 <input type="checkbox"/> 陸上競技 令和7年10月3日（金）～10月7日（火） <input type="checkbox"/> ハンドボール 令和7年10月3日（金）～10月7日（火） <input type="checkbox"/> 弓道 令和7年9月28日（日）～10月1日（水） <input type="checkbox"/> なぎなた 令和7年9月29日（月）～10月1日（水） <input type="checkbox"/> ボウリング 令和7年9月29日（月）～10月3日（金）	
	※ボウリングは、県・豊郷町・甲良町・多賀町と共催のため、ボウリングを希望される場合は、以下の県実行委員会への情報提供についての欄にて、「同意する」にチェックをお願いします。 ※希望人数が必要人数を上回る等の理由により、ご希望に添えない場合もございます。	
特技・資格など 特記事項		

県実行委員会でも、開・閉会式ボランティアを募集しています。 県実行委員会の要請に応じて、あなたの個人情報を提供することを同意されますか。 <input type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない ※同意された場合は、県実行委員会から募集案内を送付させていただくことがあります。
--

◆お申し込み・お問い合わせ先

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会事務局（彦根市国スポ・障スポ推進課内）

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

（電話）0749-30-6141 （FAX）0749-23-2660 （E-mail）：kokutai@ma.city.hikone.shiga.jp

わたSHIGA輝く国スポ彦根市ボランティア 団体申込名簿

団体名： _____

代表者名： _____

※代表者も含めて、実際にボランティアに従事する方全員を記入してください。

No.	ふりがな 氏名	住所	生年月日	申込時点で 18歳未満の 場合はチェック
1		〒 -	西暦 年 月 日	
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 運営ボランティア <input type="checkbox"/> 広報ボランティア	※運営ボランティアを選択された方はこちらにチェックをお願いします。		
	希望する競技 <input type="checkbox"/> 陸上競技 <input type="checkbox"/> ハンドボール <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> なぎなた <input type="checkbox"/> ボウリング			
滋賀県実行委員会への個人情報提供に		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		
2		〒 -	西暦 年 月 日	
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 運営ボランティア <input type="checkbox"/> 広報ボランティア	※運営ボランティアを選択された方はこちらにチェックをお願いします。		
	希望する競技 <input type="checkbox"/> 陸上競技 <input type="checkbox"/> ハンドボール <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> なぎなた <input type="checkbox"/> ボウリング			
滋賀県実行委員会への個人情報提供に		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		
3		〒 -	西暦 年 月 日	
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 運営ボランティア <input type="checkbox"/> 広報ボランティア	※運営ボランティアを選択された方はこちらにチェックをお願いします。		
	希望する競技 <input type="checkbox"/> 陸上競技 <input type="checkbox"/> ハンドボール <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> なぎなた <input type="checkbox"/> ボウリング			
滋賀県実行委員会への個人情報提供に		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		
4		〒 -	西暦 年 月 日	
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 運営ボランティア <input type="checkbox"/> 広報ボランティア	※運営ボランティアを選択された方はこちらにチェックをお願いします。		
	希望する競技 <input type="checkbox"/> 陸上競技 <input type="checkbox"/> ハンドボール <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> なぎなた <input type="checkbox"/> ボウリング			
滋賀県実行委員会への個人情報提供に		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		
5		〒 -	西暦 年 月 日	
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 運営ボランティア <input type="checkbox"/> 広報ボランティア	※運営ボランティアを選択された方はこちらにチェックをお願いします。		
	希望する競技 <input type="checkbox"/> 陸上競技 <input type="checkbox"/> ハンドボール <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> なぎなた <input type="checkbox"/> ボウリング			
滋賀県実行委員会への個人情報提供に		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		
6		〒 -	西暦 年 月 日	
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 運営ボランティア <input type="checkbox"/> 広報ボランティア	※運営ボランティアを選択された方はこちらにチェックをお願いします。		
	希望する競技 <input type="checkbox"/> 陸上競技 <input type="checkbox"/> ハンドボール <input type="checkbox"/> 弓道 <input type="checkbox"/> なぎなた <input type="checkbox"/> ボウリング			
滋賀県実行委員会への個人情報提供に		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		

※表面「登録申込書」と合わせて提出をお願いします。申込者が多い場合は、本様式を複写してお使いください。

※ボウリングは、県・豊郷町・甲良町・多賀町と共催のため、ボウリングを希望される場合は、以下の県実行委員会への情報提供についての欄にて、「同意する」にチェックをお願いします。

※希望する競技について、希望人数が必要人数を上回る等の理由により、ご希望に添えない場合もございます。

※申込時点で18歳未満の方は最右欄に○を記入し、保護者同意書を合わせて提出してください。

わたSHIGA輝く国スポ彦根市ボランティア
保護者同意書(団体用)

団体名											
氏名											
生年月日	西暦					年			月		日
電話番号											

上記の者について、彦根市ボランティアへの参加を承諾します。

保護者氏名

Ⓜ

続柄

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第 2 号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
 - 9 常任委員会は、第 7 項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
 - 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
 - 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
 - 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第 12 条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前 3 項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第 4 章 会長の専決処分

第 13 条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前 2 項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 17 条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

第 21 条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポ

一ツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会と読み替える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。

4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。